

本節では、ODAをより効率的で効果的なものとするために進めるべき措置を、「開発協力政策の立案および実施体制」、「国民参加の拡大」、「戦略的・効果的な援助の実施」のために必要な事項の3つに分けて紹介しています。

1. 開発協力政策の立案および実施体制

(1) 一貫性のある開発協力政策の立案

2006年8月、外務省は経済協力局を改編し、国際協力局を設置しました。国際協力局は、ODAにかかわる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体を通して調整する中心的な役割を担っています。2009年7月には、さらに、外務省におけるODAの政策・企画立案機能を強化するため、国際協力局の機構改革を行いました。ODA政策の企画・立案を担当していた総合計画課と援助手法を担当していた無償資金・技術協力課および有償資金協力課を統合し、国別開発協力課を強化しました。この機構改革により、新設された開

発協力総括課の下、3つの国別開発協力課によって有償資金協力、無償資金協力、技術協力の3つの援助手法を一体とした支援が可能となりました。

また、二国間協力と多国間協力(国際機関を通じた協力)に関しては、これまで以上に各課の連携を図り、国際協力の戦略性を強化し、より効果的なODAの実施に取り組んでいます。また、関係府省庁の間で情報の共有や意見交換を行うとともに、関係府省庁の知識と経験を政策に反映しています。

(2) 政府と実施機関の連携

外務省は、年度ごとの国際協力重点方針等、各種政策を速やかにODAの実施に活かすことができるよう、実施機関である国際協力機構(JICA)との連携を図っています。

2008年10月には、技術協力の実施と無償資金協力の実施促進を担ってきたJICAと、円借款など有償資

金協力の実施を担当していた国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力部門が統合され、新JICAが誕生しました。外務省が実施してきた無償資金協力の実施業務の一部もJICAに移され、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に実施する総合的なODAの実施機関となりました。

(3) 政策協議の強化

より効果的な開発支援を実行するため、開発途上国と密接な政策協議を行い、互いの認識や理解を共有する取組を進めています。日本は、その国の主体的取組を通じた発展を促す支援をするという観点からODAを実施しており、開発途上国からの要請を重視する一

方、要請を受ける前の段階で相手国の政府関係者と政策協議を実施することで、相手国の開発政策や援助の需要を十分に理解し、日本のODA政策との協調を図っています。

(4) 現地機能の強化

開発途上国政府との政策の協議を強化するため、原則としてすべてのODA対象国について、在外公館(海外の日本大使館)やJICAの現地事務所などで構成される「現地ODAタスクフォース*」を設置しています。(注1)タスクフォースは、開発途上国の援助需要を把握した上で、国別援助方針や事業展開計画などのODA政策を決めるプロセスにも参加します。また、開発途上国政府との政策に関する協議を行います。さらに、他の援助国や国際機関と連携しながら、援助手法の面での

連携や見直しに関する提言を行い、援助対象となる候補案件の検討・選定などを行っています。

また、貧困削減戦略文書(PRSP)*の策定や見直しの動きなどに合わせて、開発途上国における援助協調*が各地で本格化している状況に対応し、日本は2006年度から一部の在外公館に経済協力調整員を配置し、援助協調にかかわる情報の収集・調査を行っているほか、他国に対し、日本の政策に関する情報を発信したり、提言を現場にて行う体制をとっています。

用語解説

● 現地 ODA タスクフォース

現地ODAタスクフォースとは、日本大使館、JICAの現地事務所などをメンバーとして構成され、その国に対する日本の援助政策の立案や相手国政府との政策協議、さらには、ほかのドナーや関連機関、現地で活躍する日本企業・NGOとの連携を強化する目的でつくられ、原則すべてのODA対象国に設置されている。被援助国のニーズを踏まえた「現場主義」を強化し、質の高いODAを実施していく上で、現地のODAタスクフォースの役割は極めて重要である。

● 援助協調

援助の効果を増大させるために、複数のドナーが情報共有を行い、援助の戦略策定やプロジェクト計画・実施などにおいて協力を行うこと。従来の援助協調は、案件ごとのドナー間の連携・調整に重点が置かれていたが、近年は、被援助国の開発政策に沿って、ドナーが共通の戦略や手続きで支援を行う総合的な援助協調が、サブサハラ・アフリカを中心に、世界各国で進められるようになってきている。

● 貧困削減戦略文書 (PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper)

世界銀行・国際通貨基金(IMF)により、1999年に導入された、重債務貧困国(巨額の借金を抱えている貧困国)が、債務削減を受けるための条件となる文書。債務削減によって返済せずに済んだ資金を、貧困削減の対応策に支出するために、教育、保健、食料保障などの分野で、3か年ごとに目標を設定する経済社会開発のための実行計画書。文書は途上国政府のオーナーシップ(主体的取組)の下、援助国やNGO、研究機関、民間部門の代表などの意見も取り入れて作成される。

(5) 様々な担い手との連携

日本は、非政府組織(NGO)、民間企業、大学、地方自治体、国際機関や他の援助国とも連携しながら国際

協力をを行っています。

● NGO との連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において教育、医療・保健、農村開発、難民支援、地雷処理技術指導など様々な分野において質の高い開発協力活動を実施しています。また、地震・台風などの自然災害や紛争等の現場において迅速かつ効果的な緊急人道支援活動を展開しています。このように日本のNGOは、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住民の支援ニーズにきめ細かく丁寧に対応することが可能であり、政府や国際機関による支援では手の届きにくい草の根レベルでの支援を行うことができます。また、日



NGO連携無償資金協力事業「東ティモール自動車整備士育成事業」の一環で、女子生徒たちにエンジンの内部構造を説明する日本人教官(写真:小滝勝信/日本地雷処理・復興支援センター(JDRAC))

注1 JICAが本部で所管する一部の国を除く。

本のNGOは、日本の「顔の見える援助」を行う上で不可欠な国際協力の担い手であり、外務省はこうした日本のNGOを、ODAを実施する上での重要なパートナーとして、定期的に意見交換・対話を行いながら、連携を強化してきています。開発協力大綱をはじめとする各種の政策においてもNGOとの連携を進めることを掲げており、具体的には、①NGOの開発協力活動

に対する資金面での協力、②NGOの能力強化に対する支援、③NGOとの定期的な対話という、3本の柱により連携強化を進めています。

また、開発、環境、保健、防災、女性、人権、軍縮など、主要な国際協力課題や外交分野において政策提言（アドボカシー）を行う日本のNGOの活動も年々活発になってきています。

ア. NGOが行う事業への資金協力

日本は、日本のNGOが開発途上国・地域において開発協力活動および緊急人道支援活動事業を円滑かつ効

果的に実施できるように様々な協力を行っています。

■ 日本NGO連携無償資金協力

外務省は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に資金を提供しています。2013年度に57団体が、この枠組みを通じて、33か国・1地域において、教育・人づくり、医療・保健、職業訓練、農村開発等の分野に関する計106件の事業を実施しました。直近の5年間で資金協力の規模はほぼ倍増しており、2013年度は約60億円規模の資金協力を実施しました。また、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立された緊急人道支援組織である特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム(JPF)」には、2014年11月時点で

48のNGOが加盟しています。JPFは、外務省から拠出されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや紛争により大量の難民が発生したときなどに生活物資の配布や生活再建等の緊急人道支援を行っています。2013年度には、インド北部水害被災者支援、フィリピン・ルソン島水害被災者支援、ミャンマー少数民族帰還民支援、シリア紛争人道支援、東南アジア水害被災者支援、南スーダン緊急支援、アフガニスタン・パキスタン人道支援など、15か国において総額約31億円のODA資金が、JPF加盟のNGOが実施する事業に使用されました。



電動工業用ミシンによる、初めての「洋服ブラウス製作」実習を行うルワンダ人訓練生
(写真：リボン・京都)



ホンジュラス・エル・パライス県の山間部で「妊婦クラブ」の研修に参加する妊婦たち
(写真：AMDA-MINDS)

■ NGO事業補助金

外務省は、日本のNGOを対象に、経済社会開発事業に関連し、事業の形成、事業実施後の評価、国内外における研修会や講習会などを実施するNGOに対し、総事業費の2分の1、かつ200万円を上限に補助金を

交付しています。2013年には計12団体がこの補助金を活用し、プロジェクト形成調査および事後評価、国内外でのセミナーやワークショップ(参加型の講習会)などの事業を実施しました。

■ JICAの草の根技術協力事業ほか

JICAの技術協力プロジェクトはNGOを含む民間の団体に委託して実施される場合があります。NGOや大学といった様々な団体の専門性や経験も活用されています。さらに、JICAはNGOや大学、地方自治体などが提案する案件で、開発途上国の地域住民の生活向上に直接役立つ協力活動について、ODAの一環として事業委託する「草の根技術協力事業」*を実施しています。2013年度は250件の事業を世界47か国で実施しました。



かつて栄えたウズベキスタンの養蚕業に日本の養蚕業の技術を伝え、質の高い繭を作り、絹織物に付加価値を付けて商品に変える。東京農工大学は草の根技術協力事業を通じて養蚕業の振興に取り組む。蚕の飼育指導を担当した大澤光男客員教授と共に繭を収穫する現地の人々(写真：東京農工大学)

イ. NGO 活動環境の整備

NGOに対する資金協力以外のさらなる支援策として、NGOの活動環境を整備する事業があります。これは、NGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化

するとともに、人材育成を図ることを目的とした事業で、外務省は、具体的には以下の4つの取組を行っています。

■ NGO 相談員制度

外務省の委託を受けた日本各地の経験豊富なNGO団体(2013年度は17団体に委嘱)が、市民やNGO関係者から寄せられる国際協力活動やNGOの組織運営の方法、開発教育の進め方などに関する質問や相談に対応する制度です。そのほか、国際協力イベントなど

において様々な相談に応じたり、出張して講演を行うサービスを行うなど、多くの人がNGOや国際協力活動に対して理解を深める機会をつくるようにしています。

■ NGO インターン・プログラム

国際協力に対する関心の高まりを背景に、市民による国際協力の担い手であるNGOへの就職を希望する若い人材が増える一方、多くの日本のNGOは、財源や人手不足から若手人材を育成する余裕がない状況にあります。「NGOインターン・プログラム」は、国際協力分野に関心のある若手人材の受入れと育成を、日本

のNGOに委託することにより、NGO活動に携わる人材の門戸を広げ、人材の拡充を通じてNGOによる国際協力の拡大・重層化を図ることを目的としています。2013年度は、このプログラムにより、計19名がインターンとしてNGOに受け入れられました。

■ NGO 海外スタディ・プログラム

日本のNGOの中堅職員を対象として、1か月～最長6か月程度、海外での研修を行うプログラムです。「実務研修型」および「研修受講型」の二つの形態で実施するもので、研修員の所属NGOのニーズに基づき、

主体的に研修計画を策定することが可能な点が特徴です。研修員や所属NGOには、帰国後、研修成果を所属NGOの活動に活かし、還元していただくことが求められます。

■ NGO研究会

政府は、NGOの能力、専門性向上のための研究会の実施を支援しています。具体的に、業務実施を委嘱されたNGOがほかのNGOの協力を得ながら、調査、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することにより、NGO自身の組織および能力の強化を図ります。2013年度は、「ジェンダーとNGO」、「ポストMDGsと国際協力NGO」、「企業・個人の視点から見たNGO連携についての意識調査」、「国際協力活動における地方のNGOの能力強化」の4つのテーマに関する研究会を実施しました。活動の報告書・成果物は外務省のODAホームページに掲載されています。

なお、外務省が行う支援のほかに、JICAは、NGOスタッフのために様々な研修を行っています。たとえば、次のようなものがあります。

①「組織力アップ！NGO人材育成研修」

国内外で今後活躍するNGOスタッフの人材育成を通じて団体の組織強化を支援

②「プロジェクト運営基礎研修」

プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)*を活用して開発途上国でのプロジェクトの計画・立案・評価の手法を習得

③「NGO組織強化のためのアドバイザー派遣制度」

NGOが国内での広報活動や資金獲得、経理・会計分野での能力などを強化することを目的にこの分野の知識・経験を持つアドバイザーを派遣

④「NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣制度」

海外においてプロジェクトを効果的に実施するために必要な能力強化の指導を行うアドバイザーを派遣

ウ. NGOとの対話と連携

■ NGO・外務省定期協議会

NGO・外務省定期協議会は、NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的として、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見を交換する場として1996年度に設けられました。現在では、年1回の全体会議に加え、「ODA政策協議会」

と「連携推進委員会」の二つの小委員会が設置されています。どちらの小委員会も原則としてそれぞれ年3回開催されます。「ODA政策協議会」ではODA政策全般に関する意見交換が、「連携推進委員会」ではNGO支援・連携策に関する意見交換が行われています。

■ NGO・在外ODA協議会(通称:ODA・NGO(オダngo)協議会)

2002年以降は開発途上国で活動する日本のNGOと意見を交換する場として「NGO・在外ODA協議会(通称:ODA・NGO(オダngo)協議会)」を開設しまし

た。これまでネパールやスリランカをはじめとする34か国で、大使館、援助実施機関、NGO等がODAの効率的・効果的な実施について意見交換を行っています。

■ NGO-JICA協議会、NGO-JICAジャパンデスク

JICAは、NGOとの対等なパートナーシップに基づき、より効果的な国際協力の実現と、国際協力への市民の理解と参加を促すために、NGO-JICA協議会を開催しています。また、NGOの現地での活動を支援す

るとともに、NGOとJICAが連携して行う事業の強化を目的として、「NGO-JICAジャパンデスク」を海外20か国に設置しています。

● 用語解説

草の根技術協力事業

国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体および公益法人等の団体による、開発途上国の地域住民を対象とした国際協力活動を、JICAがODAの一環として支援し、共同で実施する事業。団体の規模や種類に応じて、次の3つの支援方法がある。

1. 草の根パートナー型(事業規模:総額1億円以内、期間:5年以内)
2. 草の根協力支援型(事業規模:総額2,500万円以内、期間:3年以内)
3. 地域提案型(事業規模:総額3,000万円以内、期間:3年以内)

プロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)手法

開発協力プロジェクトの分析・計画・実施・評価という一連のサイクルを、プロジェクト概要表を用いて運営管理する参加型開発手法で、参加型計画とモニタリング・評価から成る。JICAや国際機関などが開発協力の現場で用いる手法。

アフガニスタン

アフガニスタン市民社会の能力強化事業
日本NGO連携無償資金協力(2013年3月～実施中)

アフガニスタンでは、地方政府に基本的な社会サービスを提供する能力が乏しく、様々な制約から国際社会の支援も地方まで十分に行き届いていません。

そのような中、ピースウィンズ・ジャパン、難民を助ける会、シビルソフィア、日本国際ボランティアセンターの4つのNGOが、日本NGO連携無償資金協力の枠組みを活用して支援を続けています。これらのNGOは、治安悪化によりなかなか現地に入ることができないため、アフガニスタンの現地パートナーNGOと協力して支援活動を行っています。この事業は、地域住民と最も近く、かつ住民の多様な支援ニーズを適切に把握し応える潜在的な能力を持つアフガニスタン各地の市民社会組織(CSO)^{*1}に対し、各種の研修事業等を行い、その能力強化を目指すものです。

2013年から3年間の予定で実施しており、研修内容には、汚職防止、平和構築と和解、良い統治と人権、行動規範、NGO法等の運営実務、紛争下における人権とジェンダー、財政管理、アカウントビリティ(説明責任)、事業運営等が含まれています。

2013年にはアフガニスタン全土34県のうち、31県で計69回の研修が実施されました。これらの研修には現地CSO職員のほか、地方政府職員も加わり、合計2,225名が参加しています。

アフガニスタンの自立のためには、開発支援分野における人づくりが不可欠です。この事業はまさにこうした「人づくり」に役立つものであり、日本のNGOによるきめ細かい支援の一つとして高い評価を受けています。これらの研修を通じて、アフガニスタンのCSOの能力が向上し、CSOや地方政府等の間に密接なネットワークが築かれていきます。今後は、最も支援を必要としている人々に対して、各地のCSOが支援を適切に届けることができるよう、また、CSO自ら事業を計画、立案、実施できるようになることが期待されます。(2014年8月時点)



北部バルフ県におけるNGO法、所得税法、労働法、行動規範、紛争下における人権に関する研修の様子(2013年8月27日、ACBAR実施分)

*1 市民社会組織 CSO:Civil Society Organization

ミャンマー

カレン州における電力支援による避難民帰還にむけた生活環境整備事業
日本NGO連携無償資金協力(ジャパン・プラットフォーム(JPF)事業)
特定非営利活動法人 BHNテレコム支援協議会(2013年10月～実施中)

ミャンマー南東部の少数民族が多く居住するカレン州では、ミャンマー国軍と少数民族武装勢力との間で、長年にわたり戦闘が続いていましたが、この戦闘に終止符が打たれ、両者間で停戦合意が結ばれました。しかしながら、現在も、たくさんの難民・国内避難民が帰還や再定住ができずに大きな課題となっています。さらに、長年の紛争によりカレン州の開発は遅れ、保健、水・衛生、教育、電力など、住民にとっての基礎的な生活基盤も十分とはいえません。

このような状況を受けて、ジャパン・プラットフォーム(JPF)は、2013年4月から「ミャンマー少数民族帰還民支援プログラム」を開始しました。このプログラムにより、複数のJPF加盟団体がカレン州を中心に、紛争前にもともと住んでいたところに戻る人々(帰還民)の支援に取り組んでいます。その中でもBHNテレコム支援協議会が実施するこの事業では、難民・国内避難民の帰還先である無電化村落において、コミュニティセンターや学校への太陽光発電システムの設置などによる電化支援を行いました。

その結果、コミュニティセンターには、近くに住む約100世帯の住民や役場の職員、学校の教師たちがテレビの周りによく集うようになり、ニュースを通じて国内外の情報に接する機会を持つようになったほか、村の教育や開発について意見交換を行うようになりました。また、これまでに学校2校、約700人の生徒が電気を使えるようになったことで、より良い学習環境で勉強をすることが可能になりました。また、このように、住民の生活・教育環境が改善されると、これらの村落が難民・国内避難民をさらに受け入れるための環境整備にもつながります。これにより、将来的な難民・国内避難民の帰還や地域の開発が促進されることが期待されます。(2014年8月時点)



コミュニティセンターに設置されたソーラーパネル
(写真：BHNテレコム支援協議会)

● 民間企業との連携

経済のグローバル化に伴い、ODAの約2.5倍の民間資金が開発途上国に流入する現在、開発途上国の開発のための資金ニーズに対応するためには、民間資金による開発への貢献を促進することがますます重要となっています。そのため日本政府は、次のような官民連携による民間投資を後押ししています。

開発途上国の持続的な開発につなげるためには、それが「人間中心」のアプローチで行われるべきであるとの考え方を提唱しています。つまり、日本政府はODAを活用した民間との連携を通じて、開発途上国におけ

る雇用創出、防災・気候変動・環境問題対策、現地の人々の能力構築などにつながる「人間中心の投資」*を推進していく考えです。

こうした「人間中心の投資」を推進する方針は、2014年5月に日本が議長を務めたOECD閣僚理事会にて岸田外務大臣が初めて表明しました。その後も、8月の日ASEAN外相会議や、11月の日ASEAN首脳会議、G20サミットにおいて説明するなど、この方針に関する国際社会の理解・賛同を得るための発信に取り組んでいます。

ア. 成長加速化のための官民パートナーシップ

日本の民間企業が開発途上国で様々な事業を行うことは、現地で雇用の機会を創り出し、途上国の税収の増加、貿易投資の拡大、外貨の獲得などに寄与し、日本の優れた技術を移転するなど、多様な成果を開発途上国にもたらすことができます。このような民間企業が開発途上国における活動を推進するために、2008年4月にODAなどと日本企業との連携強化のための新たな施策「成長加速化のための官民パートナーシップ」を発表しました。民間企業からの開発途上国の経済成長や、貧困削減に役立つ民間企業の活動とODAとの官民連携案件に関する相談や提案を受け付けています。たとえば、インドネシアにおいて、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、日本企業が小学校に独立型太陽光発電装置を設置し、小学校や周辺地域での電気の使用時間を延ばすことで、初等教育の学習環境改善と周辺地域の生活向上を図った事例があります。ほかにも、技術協力を活用し、メキシコから医師団を日本に招き、日本企業の開発した高度な医療技術(心臓カテーテル技術)の移転を行った事例があります。

また、最近、民間企業が進出先の地域社会が抱える課題の解決に対して積極的に貢献することを目指す企業の社会的責任(CSR)^(注2)活動や、低所得者層を対象にしたビジネスを通じて、生活の向上や社会的課題の解決への貢献を目指すBOPビジネス*が注目されています。日本の民間企業のCSR活動やBOPビジネスと、現地NGOの活動の連携を促進するため、現地NGOと日本の民間企業が連携する案件を積極的に採択するための優先枠を設定し、積極的に民と民のマッチング

を支援しており、2013年度は11件を認定しました。ほかにも、官と民が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目指すPPP*にも取り組み、技術協力による制度整備や人材育成のほか、海外投融资や円借金を活用して、プロジェクトの計画段階から一貫した支援を行っています。

さらに、2011年6月に開催されたミレニアム開発目標(MDGs)フォローアップ会合時に、日本は「MDGs官民連携ネットワーク」の設立を発表しました。これは、日本企業が開発途上国でビジネスや社会貢献活動を円滑に行えるよう支援するもので、日本企業に対して、開発途上国の開発ニーズに関する情報の提供、国内外のNGO、国際機関、大学などを紹介し、ネットワークづくりを支援、保健分野やポストMDGsなどのテーマごとのワークショップを開催するなどして、MDGs達成に貢献する日本企業の活動を促進しています。

加えて、国連開発計画(UNDP)^(注3)および国連児童基金(UNICEF)^(注4)などの国際機関は、開発途上国における豊富な経験と専門性を活かし、日本企業による包括的ビジネス*を推進しています。たとえば、日UNDPパートナーシップ基金を活用して、UNDPの専門家が、インドにおける有機綿栽培を促進する日本企業に対して助言を提供したことにより、有機農法への移行支援プロジェクトは、企業利益と開発目的を同時に達成するビジネスを推進する国際的なイニシアティブであるビジネス行動要請(BCtA: Business Call To Action)に採択されました。

注2 企業の社会的責任 CSR: Corporate Social Responsibility

注3 国連開発計画 UNDP: United Nations Development Programme

注4 国連児童基金 UNICEF: United Nations Children's Fund

■ PPPインフラ事業・BOPビジネスの協力準備調査

優れた技術や知識・経験を持ち、海外展開に関心を持つ日本企業の開発への参加を促すため、民間からの提案に基づく2種類の協力準備調査を実施しています。具体的には、PPPインフラ事業とBOPビジネスのそれぞれについて事業化調査のための企画書(プロポーザル)を民間から広く募集し、その提案を行った企業にフィージビリティ調査*(実現の可能性を探るための調査)を委託することで計画策定を支援する民間提案型

■ 中小企業等の海外展開支援

発展著しい新興国や途上国の経済成長を取り込むことは、日本経済の今後の成長にとって重要な要素となっています。とりわけ、日本の中小企業は世界に誇れる多くの優れた製品・技術を有していますが、人材や知識・経験の不足により多くの企業が海外展開に踏みきれないでいます。一方で、開発途上国においては、こうした日本の中小企業等の製品・技術等が活用され、その国の経済社会開発に役立つことも期待されています。

このような状況を受け、外務省・JICAは、ODAを活用して、日本の中小企業等の海外展開を積極的に後押ししています。具体的には、中小企業等の製品・技術等の開発援助案件化を念頭に置いた調査(ニーズ調査)、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業の海外事業(直接進出による事業)に必要な基礎情報収集・事業計画策定のための調査(中小企業連携促進基礎調査)、中小企業等からの提案に基づき、製品・技術を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査(案件化調査)および中小企業等からの提案に基づき、製品・技術に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業(普及・実証事業)を実施しています。

これらの事業は、ODAにより、日本の中小企業の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図るものであり、2012年度および2013年度において、延べ155社の中小企業による調査や普及・実証事業への支援を行っています。こうした事業の成果として、たとえば「案件化調査」の実施後約1年で約3割の中小企業が新たな取引先を確保し、約1割の中小企業が現地生産を開始しています。

また、「案件化調査」実施後1年を経過した中小企業の約6割が「普及・実証事業」を実施中です。参加企業

の調査制度です。これまで上下水道や高速道路案件などのPPPインフラ事業については55件、保健・医療、農業分野におけるBOPビジネスについては83件を採択しており、海外投融资案件として承諾され、または円借款案件として承諾に至った案件もあります。これにより、開発途上国の経済社会に民間企業の専門的知識、資金、技術等を活用するとともに、民間企業の海外展開を後押ししていきます。



海外展開を図る中小企業の(株)セキュリティージャパン。インドで、耐熱カメラ設置のため、クレーン台を立ち上げている様子。118ページの「匠の技術、世界へ」をご覧ください(写真：(株)セキュリティージャパン)

等からは、こうした取組をさらに拡充してほしいとの声が多く寄せられており、今後ともODAによる中小企業等の海外展開支援を積極的に推進していきます。

さらに、開発途上国の経済社会開発に必要な物資の輸入のための資金を途上国政府に無償で供与し、その資金をもって日本の中小企業の製品を開発途上国に供与する中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力も実施しています。

中小企業ノン・プロジェクト無償資金協力は、途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その途上国の経済社会開発を支援するのみならず、その中小企業の製品に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、日本の中小企業の海外展開を力強く支援するものです。

そのほか、中小企業が必要とするグローバル人材の育成を支援するため、企業に籍を置いたまま中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして途上国に派遣する「民間連携ボランティア制度」*を2012年に創設し、中小企業の途上国における人脈形成を積極的に支援しています。

また、経済産業省でも、中小企業の海外展開に必要な

なグローバル人材の育成に役立つ取組として、若手人材の海外インターンシップ派遣事業を新たに開始し、2012年11月にはJICA・経済産業省の共催でグローバル人材育成に関するシンポジウムを開催するなど、日本の中小企業の海外展開を支援しています。加えて、

■ 海外投融資

開発途上国での事業はリスクが高いなどの理由により、民間金融機関からの融資が受けにくい状況にあります。そこで、日本はJICA海外投融資*を活用して、開発途上国において民間企業が実施する開発事業へ直接、出資・融資を行うことにより支援しています。海外投融資については、2001年12月に発表された「特殊法人等整理合理化計画」において、基本的に、2001年度末までに承諾された案件以外、出融資を行わないこととなっていました。しかし、民間セクターを通じて開発効果の高い新しい需要に対応する必要性の高まりから、2011年3月にベトナムにおける産業人材育成

2014年2月、経済産業省と共に「海外展開一貫支援ファストパス制度」*を立ち上げ、上述の各種事業に中小企業がより簡単にアクセスできるよう配慮しています。

事業やパキスタンにおける貧困層向けマイクロファイナンス事業など、JICAによる民間企業に対する海外投融資を試行的に再開しました。2012年10月には海外投融資を本格的に再開し、ミャンマーのティラワ経済特別区(Class A)開発事業など現在までに計5件の出・融資契約を調印しています。また、2014年6月に、海外のインフラ事業に参画する日本企業の為替リスクを低減するため、JICA海外投融資制度について、従来の円建てに加え、現地通貨建てでも融資するとの改善を行いました。

■ 開発途上国の経済社会開発のための民間技術普及促進事業

開発途上国の政府関係者を主な対象とする日本での研修や現地でのセミナーなどを通じて、日本企業が持つ優れた製品、技術、システムなどへの理解を促すとともに、開発途上国の開発への活用可能性の検討を行うことを目的とした公募型事業です。民間企業から提案を募り、採択案件の実施は、提案した企業に委託します。その事業およびその後の民間企業の事業展開を通じ、開発途上国の課題解決に貢献できるという効果があります。また、民間企業にとっては、その対象の国における自社の技術、製品、システムへの認知度の向

上、公共性の高いビジネスの具体的な展開、途上国政府関係者と間の人的ネットワーク形成などの効果が期待できます。

2013年度は第1回公募において15件、第2回公募において12件を採択しました。提案された内容は、保健医療、農業、エネルギー、環境などの分野での個別の製品や技術を対象とする事業にとどまらず、郵便事業、栄養士資格といった日本の制度や、交通管制、防災といった複合的なシステムを対象とする事業まで、多岐にわたっています。

■ インフラシステム輸出*

日本政府は、日本企業によるインフラシステム輸出を支援するとともに、海外経済協力に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため、「経協インフラ戦略会議」を開催し、2013年5月には「インフラシステム輸出戦略」をとりまとめて、2014年6月には「インフラシステム輸出戦略」の改訂を行いました。これを踏まえ、外務省は、円借款、無償資金協力、技術協力など経済協力の様々な援助手法を整備・活用

するとともに、関係省庁、JICA、国際協力銀行(JBIC)、日本貿易保険(NEXI)関係機関や、企業、地方自治体等と連携し、日本の技術・知見を活かしながら開発途上国のインフラ整備を支援しています。2013年のインフラ受注は、前年の137件から285件へと倍増、金額も受注金額が判明した分のみでも前年の約3.2兆円から約9.3兆円へと大幅に増加しました。(内閣官房調べ)

「人間中心の投資」の推進

日本政府は、第1に雇用創出や社会サービスへのアクセス改善等を通じて、投資の経済的利益をできるだけ多くの人々が享受する「包摂性」、第2に経済変動、気候変動、自然災害等に対する「強靱性」、第3に投資を通じた現地の人々の「能力構築」という3点を重視する「人間中心の投資」を、官民連携を通じて推進していく。その際は、民間投資を呼び込むための触媒となるODA(ビジネス環境整備、産業人材育成等)、海外投融資、BOPビジネスや官民パートナーシップ(PPP)事業等の事業化計画策定の支援などの施策を活用していく。

BOPビジネス(BOP:Base Of the Pyramid)

途上国の低所得層*を対象にした社会的な課題解決に役立つことが期待されるビジネス。低所得層は約40億人、世界人口の約7割を占めるともいわれ、潜在的な成長市場として注目されている。低所得者層を消費者、生産者、販売者とする事で、持続可能な、現地における様々な社会的課題の解決に役立つことが期待される。

事例：洗剤やシャンプーなどの衛生商品、水質浄化剤、栄養食品、防虫剤を練り込んだ蚊帳、浄水装置、太陽光発電など。

*低所得層：1人当たりの年間所得が購買力平価で3,000ドル以下の層。購買力平価とは物価水準の差を除去することによって、異なる通貨の購買力を等しくしたもの。

ODAを活用した官民連携**(PPP:Public-Private Partnership)**

官によるODA事業と民による投資事業などが連携して行う新しい官民協力の方法。民間企業の意見をODAの案件形成の段階から取り入れて、たとえば、基礎インフラはODAで整備し、投資や運営・維持管理は民間で行うといったように、官民で役割分担し、民間の技術や知識・経験、資金を活用し、開発効率の向上とともにより効率的・効果的な事業の実施を目指す。

PPPの分野事例：上下水道、空港建設、高速道路、鉄道など。

包括的(インクルーシブ)ビジネス(Inclusive Business)

包括的な市場の成長と開発を達成するための有効な手段として、国連および世界銀行グループが推奨するビジネスモデルの総称。社会課題を解決する持続可能なBOPビジネスを含む。

フィジビリティ調査

立案されたプロジェクトが実行(実現)可能かどうか、検証し、実施する上で最適なプロジェクトを計画・策定すること。プロジェクトがどのような可能性を持つか、適切であるか、投資効果について調査する。

民間連携ボランティア制度

中小企業等の社員を青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして開発途上国に派遣し、企業のグローバル人材の育成や海外事業展開にも貢献するもの。民間企業の要望に応じ、派遣国、職種、派遣期間等を相談しながら決定する。事業展開を検討している国へ派遣し、活動を通じて、文化、商習慣、技術レベル等を把握したり、語学のみならず、コミュニケーション能力や問題解決力、交渉力などが身に付き、帰国後に企業活動に還元されることが期待される。

海外展開一貫支援ファストパス制度

海外展開の潜在力と意欲を持つ中堅・中小企業などの海外展開を支援するための制度。これらの企業に身近な存在である地方自治体、地方経済団体、地方金融機関等が、顧客企業と海外展開にノウハウを持つ在外公館・JETROなどとの橋渡しをすることにより、国内から海外まで切れ目のない支援を提供するもの。

海外投融資

JICAが行う有償資金協力の一つで、開発途上国での事業実施を担う民間セクターの法人等に対して、必要な資金を出資・融資するもの。民間企業の開発途上国での事業は、雇用を創出し経済の活性化につながるが、様々なリスクがあり高い収益が望めないことも多いため、民間の金融機関から十分な資金が得られないことがある。海外投融資は、そのような事業に出資・融資することにより、開発途上国の開発を支援するもの。支援対象分野は①MDGs・貧困削減、②インフラ・成長加速化、③気候変動対策。

インフラシステム輸出

海外の電力、鉄道、水、道路などのインフラ需要に対して、日本企業が施設建設・機器輸出のみならず、インフラの設計、建設、運営、管理まで含む「システム」を輸出する考え方。

イ. 円借款の制度改善

日本の優れた技術やノウハウを開発途上国に提供し、人々の暮らしを豊かにするとともに、特に日本と密接な関係を有するアジアを含む新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化にもつなげることが求められています。開発途上国と日本の民間企業双方にとって、より魅力的な円借款となるよう、制度の改善を一層進めていく必要があります。

日本は、2013年4月に「円借款の戦略的活用のための改善策」を発表し、同年10月制度改善を発表しました。まず、4月の制度改善では、これまでの重点分野を「環境」および「人材育成」に整理した上で、新たに「防災」および「保健・医療」を加えた4分野における譲許性を引き上げ(金利を下げたり、返済期間を長くすることで条件をより緩やかにすること)しました。また、中進国および中進国を超える所得水準の開発途上国に対し

ても円借款を一層活用していきます。加えて、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術的移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するために導入された本邦技術活用条件(STEP: Special Terms for Economic Partnership)について、適用範囲拡大、金利引き下げ等の制度改善を行ったほか、災害復旧スタンバイ借款^(注5)の創設などの追加的な措置を行ってきています。次に、10月の制度改善では、特にアジア地域における膨大なインフラ需要に適切に対応していくためには、官民連携(PPP: Public Private Partnership)方式を活用したインフラ整備案件の着実な形成と実施を促進する、開発途上国政府による各種施策の整備と活用をニーズに応じて支援するべく、EBF円借款^(注6)およびVGF円借款^(注7)を導入しました。

注5 災害の発生が予想される途上国に対して、事前に円借款の契約を締結しておき、災害が発生した際には、迅速に復旧のための資金を融通できる仕組み。

注6 EBF(Equity Back Finance)円借款は、開発途上国政府・国営企業等が出資をするPPPインフラ事業に対して、日本企業も事業運営主体に参画する場合、開発途上国の公共事業を担う特別目的会社(SPC: Special Purpose Company)に対する開発途上国側の出資部分に対して円借款を供与するもの。

注7 VGF(Viability Gap Funding)円借款は、開発途上国政府の実施するPPPインフラ事業に対して、原則として日本企業が出資する場合において、SPCが期待する収益性確保のため、開発途上国がSPCに供与する採算補填(VGF)に対して円借款を供与するもの。

また、2014年6月には、同一セクター等の複数案件に対して包括的に円借款を供与する「セクター・プロジェクト・ローン」の本格活用の開始や、日本企業の参

画が期待できる円借款事業の実施に当たっての事前資格審査と本体入札との一本化などを通じ、円借款のさらなる迅速化を図ることとしました。

●大学・地方自治体との連携

日本は、より効果的なODAの実施のため、大学や県市町村など地方自治体が蓄積してきた実務的な知識を活用しています。JICAは、大学が持つ専門的な知識を活用し、開発途上国の課題に総合的に取り組めるよう、共同で技術協力の実施や円借款事業を推進しています。また、地方自治体との間でも、都市インフラの運営ノウハウなどの知見を活かし、ODA事業の質的向上、

開発協力を行う人材の育成などについて連携を行い、地方発の海外協力事業がより活発に展開できるよう協力しています。

2013年3月には、政府はJICAの草の根技術協力事業の枠組みを活用し、地域経済活性化特別枠として地方自治体の国際協力を通じて日本の地域の活性化を図る方針を打ち出しました。

●開発途上国の地方自治体・NGOなどとの連携

開発途上国の地方自治体やNGOとの連携は、開発途上国の経済社会の開発だけではなく、現地の市民社会やNGOの強化にもつながります。日本は、主に草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、これら開発協力関係者が実施する経済社会開発事業を支援し

ています。この資金協力は、学校建設、病院の基礎的医療機材の整備、井戸の掘削など、草の根レベルに直接利益となるきめ細やかで迅速な支援として開発途上国でも高く評価されています。

●国際機関や他国との連携

近年、ミレニアム開発目標(MDGs)などの国際的な開発目標を達成するため、開発協力の質の改善を目指し、効果的に開発協力を行うとの観点から、パリ宣言やアクラ行動計画(AAA)^(注8)、釜山パートナーシップ文書^(注9)、効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ(GPEDC)^(注10)における合意事項に基づいて、様々な国や機関、団体が開発協力の政策策定や実施について協調していこうとしています。現在、協力を受ける側の多くの国において、保健や教育など分野ごとに作業部会が形成され、その国の分野別開発戦略に沿って、プログラム型の支援が実施されています。日本はタンザニアにおける地方行政改革などのプログラムに参加しています。また、バングラデシュにおいては、2005年の世界銀行、アジア開発銀行(ADB)^(注11)、英国国際開発省(DFID)^(注12)と同国の貧困削減戦略を支援するための共通戦略パートナーシップを経て、2010年6月には18の国際機関が参加して共同支援

戦略(JCS)^(注13)が決定されており、分野横断的に(保健、教育などの分野を越えて横のつながりを持ち)、より効果的で、効率的な開発協力を実施するための協調・連携を進めています。また、国際開発金融機関(MDBs)^(注14)との具体的な協力として、2005年には、アフリカ開発銀行との間で、エプサ(EPISA:アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ)^(注15)を立ち上げ、アフリカの民間セクターに対する円滑な資金供給や、道路や電力整備等を通じた民間投資促進を図るため、これまでに10億ドルを超える円借款を供与してきました。2012年のG20ロスカボス・サミット(メキシコ)においては、同イニシアティブの下、新たに10億ドルの円借款を供与することを表明しました。2014年1月、エチオピアにおける安倍総理大臣によるアフリカ政策スピーチにおいてこれを20億ドルに倍増することを表明しました。また、2012年には、米州開発銀行との間でも、省エネ・再生可能エネルギー分

注8 アクラ行動計画 AAA:Accra Agenda for Action

注9 釜山パートナーシップ文書:Busan Partnership for Effective Development Cooperation

注10 効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ GPEDC:Global Partnership for Effective Development Co-operation

注11 アジア開発銀行 ADB:Asian Development Bank

注12 英国国際開発省 DFID:Department for International Development

注13 共同支援戦略 JCS:Joint Cooperation Strategy

注14 国際開発金融機関 MDBs:Multilateral Development Banks

注15 アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ EPISA:Enhanced Private Sector Assistance for Africa

野における協調融資枠組みとしてコア(CORE)^(注16)を立ち上げており、5年で最大10億ドルの協力を行う考えです。

最近では、国際機関や他のドナー(援助国)との協力・連携も積極的に進めています。主要ドナー全体のODA予算が減少する傾向にある中で、各国の限られたODA予算を開発途上国の開発に効果的に活用するためにも、国際機関や他のドナーとの協力・連携の重要性は高まっています。

また、日本は、近年、米国との協力・連携を一層強化しています。2013年12月、バイデン米副大統領の訪日の際に発表した「日米のグローバル協力に関するファクト・シート」の中で、新たに、定期的な高級実務者レベルでの「日米開発対話」の立ち上げを表明しました。協力の焦点としては、人道支援・災害救援、東南アジア、大洋州、アフリカ、女性の能力強化などを掲げています。2014年2月には第1回日米開発対話を開催し、幅広い開発課題に対する日米協力につき協議しました。同年4月のオバマ大統領の訪日に際しては「ファクトシート：日米のグローバル及び地域協力」を発表し、東南アジアやアフリカなどにおける具体的連携を打ち出しました。その後、アフリカの女性起業家への支援、インドにおける女性に安全な街づくりのためのUN Womenの事業などに関する具体的な連携を

現してきています。こうした日米開発協力の強化は、日米関係の幅を広げ、日米同盟のさらなる発展に寄与するものと考えています。

これまで国際社会では、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC^{ダック})の加盟国が中心となって開発協力を行ってきましたが、近年、中国、インド、サウジアラビア、ブラジルなど、DAC加盟国以外の新興ドナーと呼ばれる国々が、その資金力を背景に開発途上国の開発課題に対し大きな影響力を持つようになっていきました。G20の枠組みにおいても、開発課題につき先進国のみならず、新興国・途上国を交えた形で協議が行われるようになったこともこの表れです。新興ドナーが国際的な取組と調和した開発協力を行うよう、日本は様々な会合への新興ドナーの参加を促し、話し合いを進めています。

また、2014年4月には「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ第1回ハイレベル(閣僚級)会合」がメキシコ・メキシコシティで開催され、開発途上国の開発課題の解決のためには、先進国・途上国政府だけでなく、市民社会組織(CSO)^(注17)や民間セクター、議会等、開発に携わる様々な組織や団体が参加した包摂的な取組が必要であるとの認識が、参加者の間で共有されました。ポスト2015年開発アジェンダを達成するには、開発に役立つ資金源として、ODAだけではなく、開発途上国の税制度改善などによる途上国内の資金の有効活用、南南協力や三角協力による開発への貢献、民間資金の効果的な活用とそのためのODAの触媒的役割(たとえばODAで途上国のインフラを整備し、民間投資の誘致につなげるなど)の重要性などについても議論が行われました。

また、2014年9月には、ハノイで「第5回アジア開発フォーラム」*を開催し、「アジアの持続的成長のための課題と戦略」をテーマに、アジアの経験を踏まえた開発協力のあり方について議論を深めました。



2014年4月、メキシコシティにおいて開催された「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ第1回ハイレベル会合」に出席し、発言する木原誠二外務大臣政務官(前)

用語解説

● アジア開発フォーラム

アジア各国の政府関係者、アジア開発銀行(ADB)、世界銀行、国連開発計画(UNDP)などの国際機関、および民間企業関係者などが集まり、開発に関する各種課題や今後の取組のあり方などに関して議論し、開発協力に関する「アジアの声」を形成し、発信することを目的とするフォーラム。日本および韓国の発案で立ち上がり、2010年より開催されており、その運営に当たっては、主催国に加え、日本を含む過去の開催国から成るグループが中心的な役割を果たしている。

注16 コア CORE: Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency

注17 市民社会組織 CSO: Civil Society Organization

2. 国民参加の拡大

(1) 国民の理解と支持の促進の重要性

2010年6月に発表した「ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」では、ODAに対する国民の理解と支持を得ていくことの重要性が強調されています。

外務省およびJICAは、開発協力に関する議論や対話の促進、開発教育の推進、開発協力の現状についての情報公開、地方や幅広い層への発信など様々なレベルや形で国民参加を強化しています。幅広い層の国民が実際の開発途上国支援に直接参加でき、ODAの現場を体験できる機会も提供しています。同時に、開発課題の多様化・高度化に適切に対応していくためには、

人材育成と研究協力、官民連携も重要と認識しています。国際社会において日本の開発協力に関する考え方への理解を広めることも重要であり、NGOや大学をはじめとする教育・研究機関との連携もますます重要となりつつあります。

なお、途上国において日本の支援について多くの人に知ってもらうことはODAの実施において欠かせないプロセス（過程）であり、在外公館とJICA現地事務所が連携して、現地でのODA広報に力を入れています。

(2) 青年海外協力隊・シニア海外ボランティアによる途上国支援への直接参加

若い人やいろいろな技術・経験を持つ幅広い層の国民がボランティアとして取り組む国際協力を推進するため、JICAは、青年海外協力隊事業やシニア海外ボランティア事業を行っています。青年海外協力隊事業は、20歳から39歳までの青年が開発途上国に原則2年間滞在し、現地の人々と生活や労働を共にしながら、経済社会開発に協力する国民参加型事業です。青年海外協力隊は、1965年以来50年近くの歴史を持ち、海外でも高く評価されている日本の「顔の見える援助」の一つです。シニア海外ボランティア事業は、40歳から69歳までの男女が幅広い技術、豊かな経験を活かして開発途上国の発展のために活動するという国民参加型事業であり、青年海外協力隊のシニア版として位置付けられています。

現地の人と協力して途上国の開発に取り組むこれらのボランティア事業は、現地の人たちの日本への親しみを深め、日本と途上国との間に草の根の関係を作り



セネガル北部の村で活動する青年海外協力隊（視聴覚教育）の依田真由美さんと子どもたち（写真:小辻洋介）

出す効果ももたらします。また、近年はボランティア経験者が、民間企業の途上国への進出等に貢献できるという側面も注目されています。

こうした取組を促進するため、現職参加*の普及・浸透に取り組むとともに、帰国ボランティアの進路開拓支援を行うなどして、これらのボランティア事業に参加しやすくなるよう努めています。

用語解説

現職参加
現在、企業や国・地方自治体、学校に勤務している者が、休職や職務専念義務免除などの形で所属先に身分を残したまま青年海外協力隊やシニア海外ボランティアに参加すること。

(3) NGOへの支援や活動への参加

国際協力への市民参加の最も身近な例は、国際協力を行っているNGOへの支援やその活動への参加です。日本のNGOの数は、1998年に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行され法的な整備が進んでから大幅に増加しました。実際に国際協力活動にかかわっている団体は400を上回るといわれています。前述したとおり(●NGOとの連携、149～152ページ)、外務省は日本のNGOを日本の「顔の見える援助」を行う上で不可欠なパートナーとして重視し、連携を強化してきています。具体的には、日本のNGOが海外で行

う事業に対し資金面で協力したり(日本NGO連携無償資金協力など)、NGOの能力向上を図るための事業を実施しています。日本のNGOは、途上国のコミュニティに直接入ることから、政府間の協力を補完し、ODAの裾野を広げることができます。NGOは、国際協力分野の優秀な人材を育て、日本の「顔の見える援助」を担う存在として期待されています。また、日本のNGOは緊急人道支援分野においても、その機動力・迅速性を駆使して活躍しています。

(4) ODAの現場体験

できるだけ多くの人に開発協力の現場を体験する機会を提供し、ODAの実情にふれていただくことは、ODAを理解するために最も効果的な方法の一つです。スタディツアー(大学のゼミ等)によるODA現地視察、教師や地方自治体関係者などの現地視察への派遣支援にも力を入れています。また、旅行社の企画する体験ツアーや視察ツアーとの連携も強化しつつあります。一般の方々にODAプロジェクトの現場を実際に視察していただき、帰国後に国内の様々なイベントで報告していただく新しい事業「国際協力レポーター」(JICA実施)も、2011年より開始しました。同年8月にはケニアとベトナム、2012年8月にはウガンダとスリランカ、2013年8月にはルワンダとヨルダン、2014年にはエチオピアと東ティモールに一般の方を派遣



2014年に実施された「国際協力レポーター」。東ティモール、ディリ港の現地視察(写真:JOCA)

し、各国における日本のODA事業を視察していただきました(派遣人数は1か国10名ずつ)。

(5) 議論や対話の促進

ODAを活用した中小企業支援等、ODAに関する取組について外務省やJICAは国内各地で説明会を行うなどの取組を行っています。また、国際協力をめぐる動きや日本の取組を紹介する講演やシンポジウムも開催しており、外交やODAのあり方について関心をお持ちの国民の方と対話する場を随時設けています。

さらにJICAでは、地域にあるセンターや支部などの国内拠点を活用して、地域の産業界や行政関係者あるいは有識者や地元の大学や学校関係者との懇談や講演を行いながら、地域発信の国際協力の推進とともに地域の活性化を目指しています。

(6) 開発分野における人材育成と研究

開発分野における高度な人材の育成を行うため、外務省は2011年度より、「高度開発人材育成事業」を開始しました。同事業は、開発の現場で将来指導的立場に立つ人材を育成するための実践的プログラムであり、既存の大学の開発学を補完するものです。具体的には、①アジアの開発への日本の貢献、アジアの経済発展モデルの他地域への応用(南南協力)の実践的側面についての講座、②国際公法を習得するための講座、③交渉のロールプレイング・ワークショップ、④インタビュー/プレゼン能力向上のためのメディア・トレーニング、⑤開発分野で国際的に影響力のある海外の有識者による特別講義・講演等の交流事業、⑥開発系国際機関等におけるインターンシップの6つのコースから成っています。

JICAは、専門的な知識や多様な経験を持つ人材を確

保してそうした人たちに活躍してもらうため、2003年に「国際協力人材センター」を開設しました。また、省庁、JICAやNGO、国際機関といった国際協力に関する求人情報を国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」(<http://partner.jica.go.jp/>)より提供し、人材の登録、各種研修・セミナー情報の提供、そしてキャリア相談(進路相談)なども行っています。

さらに、国際協力専門員制度により、高い専門的な能力と開発途上国での豊富な業務経験を持つ人材を確保しています。2008年10月に設立されたJICA研究所は、開発途上国の政府や国際援助のコミュニティへの発信を行いながら、国際的に通用する方法論を用いて、政策について実際の開発協力経験に基づいた研究を進めています。

(7) 開発教育

外務省は、職員を中学校、高校、大学、地域の自治体、NGOなどに派遣し、国際協力やODAについての説明や解説を行う「ODA出前講座」を実施しています。また、JICAは、開発教育を推進するため、開発教育に活用できる写真やグローバル教育の実践報告を募る「グローバル教育コンクール」^(注18)(2011年度からJICAが主催)を開催しています。また、開発教育を支援するため、学校教育の現場や国際化を進める自治体などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者などを講師として学校へ派遣し、途上国での暮らしや経験談を伝えて異文化理解・国際理解促進を図る「国際協力出前講座」や、高校生および大学生等を対象とした「国際協力実体験プログラム」、中学生・高校生を対象にした「JICA国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト」を実施しています。さらに、教員に対しては、「開発教育



静岡県牧之原市立相良中学校でのODA出前講座で日本のODAの意義について説明する外務省職員

指導者研修」や、開発途上国に派遣し、その経験を授業に活かすことが目的の「教師海外研修」などを実施しています。

(8) 広報・情報公開・情報発信の強化

外務省とJICAは、それぞれODAに関するホームページ^(注19)をつくり、相互にリンクさせながら正確な情報の公開と発信に努めています。2010年10月

にはODAプロジェクトの現状などが全体でどのような流れになっているかを分かりやすく説明するため「ODA見える化サイト」をJICAホームページ上に設

注18 旧称：開発教育/国際理解教育コンクール(2009年度に改称)

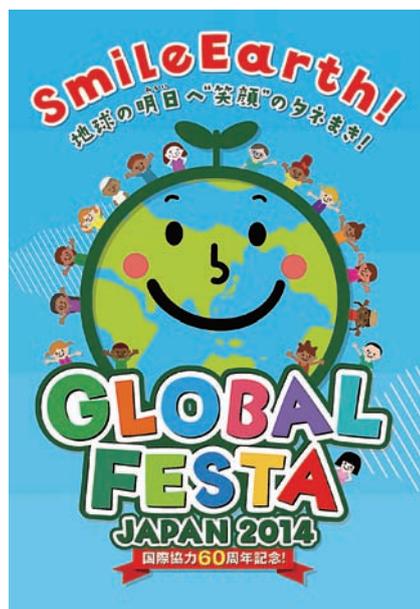
注19 外務省ODAホームページ：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda>

JICA：<http://www.jica.go.jp> ODA見える化サイト：<http://www.jica.go.jp/oda>

けました。また、ODAメールマガジンを発行し、海外の大使館や総領事館の職員やJICA関係者などによる実際の開発協力の現場での体験談やエピソードなどを紹介しています。

1993年度以来、テレビ番組の放映を通じて国民が国際協力について関心を持ち、理解を深められるよう努力しています。2014年は、国際協力60周年特別番組として「外務省 presents 僕らが世界にできること」(東京MXテレビおよびニコニコ生放送にて同時放映)等を放映し、開発途上国の現場取材や具体的なエピソードなどを交えながら、日本が世界各地で行ってきた国際協力やODAについて分かりやすく紹介しました。また、テレビのほかにも雑誌やインターネットの特設サイト等を通じて、特に若い世代の方々に向けて、国際協力に関する情報発信を行いました。

毎年「国際協力の日」(10月6日)*の前後には、日本国内最大級の国際協力行事として「グローバルフェスタ JAPAN」を開催しています。東京・日比谷公園で土曜日と日曜日の2日間にわたって外務省、JICAと JANIC(国際協力NGOセンター)^(注20)が共催してい



グローバルフェスタ JAPAN 2014

るこの行事には、NGOや国際機関、企業、関係する省庁などが参加し、2014年のイベントには約7万8,000人が来場しました。^(注21)

また、海外においても、ODAを通じた日本の積極的な国際貢献についてよく理解してもらうための広報を行っています。具体的には、開発協力にかかわる署名式や引渡し式に際してプレスリリース(報道機関に向けて紹介する文書)を出すなど現地の報道機関の取材に協力しています。また、在外公館では、現地の報道機関に対して日本の開発協力の現場の視察を企画し、現地の報道においても日本の協力が取り上げられる機会をつくるように努めています。また、様々な講演活動、英語・現地の言葉によるホームページや広報パンフレットの作成も行っています。



国際協力60周年特別情報バラエティ番組「外務省 presents 僕らが世界にできること」

用語解説

国際協力の日

1954年10月6日、日本はコロンボ・プラン(第二次世界大戦後最も早く1951年に組織された途上国援助のための国際機関)への加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。これにちなんで、10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められた。

注20 国際協力NGOセンター JANIC: Japan NGO Center for International Cooperation

注21 荒天のため、2日目は午前中でイベントを終了した。

3. 戦略的・効果的な援助の実施のために必要な事項

これまで日本は、ODA事業の透明性向上を徹底し、その説明責任の向上を図るため、①PDCAサイクル(案件形成(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、フォローアップ活動(Act))の強化、②プログラム・アプローチの強化、③「見える化」の徹底を進めてきました。

2013年4月には、ODA事業の透明性向上と継続的改善を目的として、「戦略的・効果的な援助の実施に向けて(第3版)」を公表しました。ここでは、PDCAサイクル強化のため、無償資金協力についての体系的な数値目標の導入(これにより個別プロジェクトごとに合理的な目標設定が可能になる)や、貧困削減戦略支援

無償へのPDCAサイクルの導入、事業評価への4段階評価の導入等を発表しました。このうち、体系的な数値目標の導入については、2014年6月に開催された第11回行政改革推進会議において有識者からPDCAサイクルを強化した改善事例として評価されました。

また、2013年11月に実施された「秋の行政事業レビュー」において受けた指摘を踏まえ、開発協力適正会議における外部有識者による議論を経て、所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用についての方針を策定しました。

(1) 戦略的な援助の実施

● プログラム・アプローチ

プログラム・アプローチとは、被援助国との協議等を通じて特定の開発課題の解決に向けた目標(プログラム目標)を設定した上で、その目標達成に必要な具体的なODA案件(プロジェクト)を導き出していくアプローチのことです。

たとえば、特定地域の妊産婦死亡率を減らすという

「目標」のために、無償資金協力による病院の建設や、技術協力による助産師の育成といった「具体的なプロジェクト」を導き出すケースが考えられます。現在、試験的な取組を進めており、その経験と成果を活かして、プログラム・アプローチの強化に取り組んでいきます。

● 国別援助方針

「国別援助方針」は、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえ、相手国の開発計画、開発上の課題等を総合的に考え合わせて策定する日本の援助方針です。その国への援助の意義や基本方針・重点分野等を簡潔にま

とめ、「選択と集中」による開発協力の方向性の明確化を図っています。原則としてすべてのODA対象国について策定することとしており、2014年10月時点で106か国の援助方針を策定しました。

(2) 効果的な援助の実施

● ODA見える化サイト

ODAに対する国民の理解と支持をさらに高めていくため、2011年4月にJICAのホームページ上に透明性向上のため「ODA見える化サイト」を立ち上げました。全世界で展開しているODA事業のうち、有償資金協力、無償資金協力、および技術協力の各案件について、各事業の概要、案件の形成から完了までの過程を分かりやすく伝えるため、写真や、事前・事後評価などの情報を随時掲載し、情報の拡充に努めています。また、外務省のホームページにおいては、実施された案件について効果が現れている案件や十分な効果が現れていない案件などを含む具体的な達成状況や教訓を

The screenshot shows the 'ODA Visible' website interface. At the top, it says 'ODA が見える。わかる。' and '協力プロジェクトの情報を紹介「ODA見える化サイト」'. Below this, there's a main banner for '環境・気候変動対策' (Environment and Climate Change Measures) with a background image of a river and forest. Text on the banner states: 'JICAは、人類すべての生命を取り巻く地球環境の保全へ向けて最善を尽くすため環境・気候変動問題に対する取り組みを幅広く実施しています。' Below the banner are three circular icons: '気になる国から見てみよう' (Let's look at countries we're interested in), '取り組む課題から見てみよう' (Let's look at the issues we're tackling), and '協力形態から見てみよう' (Let's look at the cooperation forms). At the bottom, there's a '新着案件情報' (New Project Information) section listing projects like 'カンボジア] プノンベン市都市交通改善プロジェクト (2014年12月8日)', 'インドネシア] インドネシア建機経産部産案加工能力強化プロジェクト (2014年12月8日)', and 'ベトナム] 循環型社会の形成に向けてのハノイ市3Rイニシアティブ活性化支援プロジェクト (2014年12月8日)'. To the right is a '案件検索' (Project Search) section with a search box and a '案件検索ページへ' (Go to Project Search Page) button.

ODA見える化サイト: <http://www.jica.go.jp/oda>

とりまとめたリストを既に3回にわたって公表しており、より効果的なODAの実施に努めています。このリストに記載されている情報を、2014年度からJICA

の「ODA見える化サイト」の各案件のページへ盛り込み、利便性のさらなる向上に努めています。

● PDCAサイクル

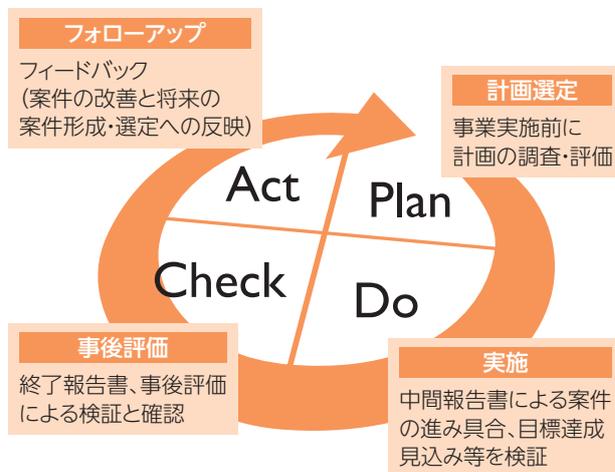
PDCAサイクル強化については、①すべての被援助国における国別援助方針の策定、②開発協力適正会議の開催、③個別案件ごとの指標の設定、④評価体制の強化といった取組を進めています。特に、2011年から開催されている開発協力適正会議はPDCAサイクルの中核としての役割を果たしています。この会議は、無償資金協力、有償資金協力および技術協力の新規案件形成のための調査実施に先立ち、ODA関連分野に知見を有する外部有識者と外務省・JICAの担当部署との間で調査内容などについて意見交換を行い、過去の経験や外部有識者の視点を新規案件に反映することを通じて、ODA事業のより一層の効果的な実施と透明性の向上を図ることを目的としています。

● 評価の充実

より効果的・効率的なODAを行うためには、開発協力の実施状況やその効果を的確に把握し、改善していくことが必要です。そのため外務省を含む関係府省庁やJICAは、PDCAサイクルの一環としてODA評価を行っています。ODA評価の結果から得られた教訓や提言は、将来の計画や、実施過程に活かしていくため、関係する部局をはじめ、途上国の政府にも伝えています。また評価結果をホームページなどで広く公表することで、ODAがどのように使われ、どのような効果があったのかについて説明責任(アカウンタビリティ)を果たす役割も持っています。

現在外務省では、ODA評価として、主に政策レベルの評価(国別評価、重点課題別評価など)を行っています。外務省が実施するODA評価は、開発援助委員会(DAC)の評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト(長期的効果)、自立発展性)を踏まえて、政策は妥当であったか、目的は達成されたか、実施過程は適切であったかの3つの評価項目について開発の視点から評価し、その客観性・透明性を確保するため、第三者による評価を行っています。

PDCAサイクル



また、2011年からのODA評価においては、開発の視点に加えて、外交の視点からの評価を行っています。

一方、JICAは技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトについての評価やテーマ別の評価を実施しています。各プロジェクトの事前の段階から、実施の段階を経て、事後まで一貫したモニタリング・評価を行うとともに、これら3つの援助手法に整合性のある評価の仕組みを確立しています。なお、これらの評価はDAC評価5項目に基づいて行われ、一定金額以上の案件については、外部評価者による事後評価を実施しています。

こうしたODA評価の結果から得られた提言や教訓については、対応を検討して、ODAの政策・実施へ反映させています。

これら以外にも、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(いわゆる「政策評価法」)に基づいて、外務省では経済協力政策の全般に関する政策評価や一定の金額を超える案件の事前評価、5年間着手されなかった案件(未着手案件)、または10年経っても貸付が終わっていない案件(未了案件)*の事後評価も行っています。

● 未着手・未了案件

用語解説

「5年未着手案件」とは、案件の実施が決定した後、5年を経過した時点においても貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。「10年未了案件」とは、案件実施決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。

●不正行為の防止

日本のODAは、国民の税金を原資としていることから、ODA事業に関連して不正行為が行われることは、援助の適正かつ効果的な実施を阻害するのみならず、ODA事業に対する国民の信頼を損なうもので、絶対に許されません。そのため、政府とJICAは過去に発生した不正事件も踏まえ、調達手続きなどにおいて透明性を確保するなど不正の防止に取り組んでいます。

ODA案件の調達段階においては、JICA調達ガイドラインに従って開発途上国側が入札手続きを行い、その結果をJICAが確認し、受注した企業名だけでなく契約金額も公表することで透明性を高める対応をとっています。調達をはじめ、ODA事業実施の過程で不正が行われた場合は、不正を行った業者を一定期間、事業の入札・契約に参加させない仕組みが整えられています。

外部監査については、JICAにおいて会計監査人による外部監査を実施しているほか、300万円以上の草の根・人間の安全保障無償資金協力の案件について原則として外部監査を義務付け、実施しています。

内部監査については、有償資金協力では、政府間で合意がなされた案件を対象に必要なに応じて監査を行うことができる仕組みを導入しています。技術協力では、JICAにおいてサンプリングによる内部監査(一部を抜き出して調べることを)を実施しています。無償資金協力についても、JICAにおいて技術的な監査を実施しています。

また、OECD外国公務員贈賄防止条約^(注22)の締約国である日本は、ODA事業への信頼を確保するため、外国政府の関係者との不正な取引に対しても、不正競争防止法などの適用を含め厳格に公正な対処を行っています。

2008年のベトナム円借款事業における不正を受け、外務省とJICAは、不正行為を行った企業に対して一定期間入札に参加させないなどを規定した措置の規程を見直しました。そして、海外にある日本大使館やJICAの海外事務所が現地の日本法人などをサポートできる体制を確立し、関係業界などへ法令を守るよう働きかけました。具体的には、企業団体との協力の下で日本企業向けの国際契約約款に関するセミナーの開催、相手国によるコンサルタントの選定に際してJICAの関与の強化、援助国との間で不正、腐敗を防止するための話し合いなどを実施しました。

しかしながら、このような取組にもかかわらず、2014年には、インドネシアにおける円借款事業をめぐる不正により、日本企業が米国司法当局と司法取引を行い、米国において有罪判決を受けたほか、インドネシア、ウズベキスタン、ベトナムにおける円借款事業等に関連した不正の疑いにより、日本企業関係者が起訴される事件が起きました。外務省、JICAとしては、上述のとおり、これまでも様々な不正防止策を講じてきたところですが、ODA事業への信頼を損ねる事案が発生したことを踏まえ、不正腐敗情報相談窓口の強化、不正に関与した企業への入札からの排除措置の強化、企業へのコンプライアンス体制構築の働きかけなどの再発防止策のさらなる強化を行っています。また、このような事態を未然に抑止するためには、日本側のみならず、相手国における取組・協力も必要であり、その観点から、相手国政府とも協議を行っています。

なお、2013年度においては、1案件(1企業)に対し、一定期間入札に参加させないなどの措置を実施しました。

注22 正式名：「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」
(Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions)

(3) 適正な手続きの確保

開発協力を実施する際には、事業の実施主体となる相手国の政府や関係機関が、環境や現地社会への影響、たとえば、住民の移転や先住民・女性の権利の侵害などに関して配慮をしているか確認します。2010年に策定した「環境社会配慮ガイドライン」*に基づき、開発協力プロジェクトが環境や現地社会に望ましくない影響をもたらすことがないよう、その影響を回避・最小化するための相手国による適切な環境社会配慮の確

保を支援してきています。このような取組は、環境・社会面への配慮に関する透明性、予測可能性、説明責任を確保することにつながります。

また、ODA事業をより効果的にし、より一層の透明化を図るため、事業の調査実施前において知識・経験を持つ外部の有識者との意見交換を行う開発協力適正会議を一般にも公開する形で開催しています。

(4) 開発協力の関係者の安全確保

開発協力の関係者が活動する開発途上国の治安状況はとても複雑で、日々刻々と変化しています。2001年の米国同時多発テロ以降、中東地域や南アジア地域では緊張が高まり、世界各地でテロ活動が多発しています。平和構築支援の活動において、どのようにして開発協力関係者の安全を確保するのかは極めて重要な課題となっています。

政府は、在外公館などを通じて現地の治安状況を把握し、渡航の際の情報などを提供し、開発協力関係者間での情報共有を行っています。JICAは、開発協力関係者に対し、出発前の研修やセミナーの実施、現地における緊急時の通信手段の確保、安全対策アドバイザー*の配置、住居の防犯設備などの整備に努めてい

ます。また、在外公館や各国の国際機関の事務所などとも情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルを作成するなど、適時適切な安全対策措置をとっています。さらに、緊急時の対処やリスク管理についての研修を国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）^{（注23）}の国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター（eCentre）^{（注24）}と共に開催するなど、安全管理の強化に取り組んでいます。無償資金協力では、コンサルタントや施工会社へ情報提供を行うとともに、緊急時の連絡体制を整備しています。有償資金協力では、受注した日本の企業への情報提供などにより、その企業の関係者の安全確保を図っています。

用語解説

環境社会配慮ガイドライン

「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系および生物相等の自然への影響、住民が非自発的に移転しなければならないなど、環境面および社会面へその事業が与える可能性のある負の影響に配慮することをいう。環境社会配慮ガイドラインは、JICAが関与するODA事業において、こうした負の影響が想定される場合、必要な調査を行い、負の影響を回避、または最小化するとともに、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等が適切な環境社会配慮を確保できるよう支援し、確認を行うための指針。
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

安全対策アドバイザー

JICAでは、現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を「安全対策アドバイザー」として委託、日々の治安情報の収集と発信を行い、住居の防犯から交通事故対策まで幅広い事態に対して24時間体制で対応できるようにしている。

注23 国連難民高等弁務官事務所 UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees

注24 国際人道援助緊急事態対応訓練地域センター eCentre: UNHCR Regional Centre for Emergency Preparedness (eCentre)